

AMT/NEWSLETTER

Competition

令和 8 年 10 月 30 日

COMPETITION NEWSLETTER(2026/10)

Contents

- I. フリーランス法の執行状況
 - 1. はじめに
 - 2. フリーランス法違反被疑事件の処理状況
 - 3. 主な勧告事案の概要及び留意すべき点
 - 4. おわりに
- II. 取適法違反:手形の交付及び電子記録債権の使用による支払遅延に関する初の勧告事例
 - 1. はじめに
 - 2. 勧告の概要と分析
 - 3. 実務への影響と今後の展望
- III. 関東地区所在のマンション管理組合が設計コンサル業者に委託して発注する大規模修繕工事に係る受注調整
 - 1. 事件の概要等
 - 2. 公正取引委員会による事業者団体(3 団体)に対する申入れ
 - 3. 国土交通省による対応
- IV. 2026 年 7 月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介
- V. 事務所 News (受賞歴)

I. フリーランス法の執行状況

弁護士 臼杵 善治 / 弁護士 橋本 康 / 弁護士 横山 萌香

1. はじめに

令和 6 年 11 月 1 日、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(以下「フリーランス法」という。)が施行されて以降、公正取引委員会(以下「公取委」という。)は、令和 7 年 6 月 17 日に公表された出版業者 2 社に対する勧告を皮切りに令和 7 年度に計 10 件の勧告を行っており、令和 8 年度に入ってから勧告が出されるペースは落ちることなく、既に 10 件¹もの勧告が出されている。

¹ 令和 8 年 10 月 25 日時点での集計である。

そこで、以下では、公取委の公表資料から読み取れる公取委の最新の運用状況を紹介するとともに、これまでの勧告事例の傾向を整理し、今後のフリーランス取引における実務上の留意点について解説する。

2. フリーランス法違反被疑事件の処理状況

公取委が令和 8 年 6 月 10 日に公表した「令和 7 年度におけるフリーランス・事業者間取引適正化等法第 2 章²の運用状況及びフリーランスに係る取引の適正化に向けた取組」(以下「本公表資料」という。)³によれば、令和 7 年度において、公取委は、1,626 件のフリーランス法違反被疑事件に着手し、実際に 1,597 件を処理し、このうち 1,552 件について一定の措置(勧告(同法 8 条)又は指導(同法 22 条))を講じている。とりわけ、指導件数が前年度の 54 件から 1,542 件へと大幅に増加し⁴、勧告が 10 件行われた点は注目に値する。さらに、本公表資料に関する事務総長定例会見において、岩成事務総長は、フリーランス法について「取引の適正化に向けて法施行されて間もないタイミングということで、私どもにおきましては積極的な法執行に取り組んでまいりまして」と述べている⁵。これら公取委の執行実績や発言を踏まえると、今後も同等以上の積極的な執行が見込まれる。

また、前年度から新規着手件数が 137 件から 1,626 件へと大幅に増加したにもかかわらず、不問となった件数は 42 件から 45 件とほぼ横ばいであり、処理件数全体に占める不問案件の割合が大幅に低下していることにも留意が必要である。これは、公取委によるフリーランス法の厳格な執行方針示唆するものと考えられる。

(第 1 表 フリーランス・事業者間取引適正化等法違反被疑事件の処理状況)

年度	申出件数	新規着手件数	処理件数				
			措置			不問	計
			勧告	指導 (注 2)	小計		
令和 7 年度	604	1,626	10	1,542	1,552	45	1,597
令和 6 年度 (注 1)	92	137	0	54	54	42	96

(注 1) 令和 6 年度は、フリーランス・事業者間取引適正化等法が施行された令和 6 年 11 月から令和 7 年 3 月までの件数。

(注 2) 指導には違反のおそれのある行為に対する指導の件数を含む。

出典:「本公表資料」⁶3 頁

² フリーランス・事業者間取引適正化等法第 2 章(特定受託事業者に係る取引の適正化)を公取委及び中小企業庁が担当しており、同法第 3 章(特定受託業務従事者の就業環境の整備)は厚生労働省が担当している。

³ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260610_FL1.pdf

⁴ もっとも、令和 6 年度の集計期間は、フリーランス法施行後の令和 6 年 11 月から令和 7 年 3 月までの実質 5 か月間であり、令和 7 年度の集計期間(1 年)よりも短い点には留意が必要である。この点は、新規着手件数についても同様である。

⁵ 公取委「令和 8 年 6 月 10 日付け 事務総長定例会見記録」
<https://www.jftc.go.jp/houdou/teirei/2026/260610.html>

⁶ 前掲注 3

措置件数(1,552 件⁷)を地区別にみると「関東甲信越地区」が半数以上(54.4%)を占め、業種別にみると「情報通信業」(575 件、37.0%)、「学研究、専門・技術サービス業」(326 件、21.0%)、「運輸業、郵便業」(135 件、8.7%)の順に多くなっている。さらに、違反行為の類型別件数(全体 2,727 件)では、「期日における報酬の支払義務違反」が 1,135 件(41.6%)、「取引条件の明示義務違反」が 1,126 件(41.3%)、「買いたたき」が 250 件(9.2%)となっており、これら 3 つの類型で全体の 9 割超を占めている。なお、「期日における報酬の支払義務違反」と「取引条件の明示義務違反」の件数が拮抗しているが、これは、フリーランス法上、報酬の支払期日が定められなかった場合には、特定業務委託事業者がフリーランスから給付を受領した日が支払期日とみなされることから(同法 4 条 2 項)、支払期日を明示せず、決定もしていなかった案件の多くが、期日における報酬の支払義務違反にも該当する結果になったためではないかと考えられる。

また、令和 7 年度において勧告の対象となった違反行為類型の内訳をみると、「取引条件の明示義務違反」が 10 件、「期日における報酬支払義務違反」が 9 件、「報酬の減額」が 1 件、「不当な経済上の利益の提供要請」が 1 件となっている。勧告においても、「期日における報酬の支払義務違反」と「取引条件の明示義務違反」の件数が拮抗しており、措置件数全体と同様の傾向がみられる。

3. 主な勧告事案の概要及び留意すべき点

上記のとおり、令和 7 年から令和 8 年にかけて公表されたフリーランス法違反に係る勧告事案では、3 条 1 項(取引条件の明示義務)及び 4 条 5 項(期日における報酬支払義務)違反が中心となっている。もっとも、勧告事案はこれらに限られず、5 条 1 項 2 号(報酬の減額の禁止)違反や 5 条 2 項 1 号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)違反が認定された事案もあり、実務上見落としやすい論点も含まれている。そこで、以下にこれまでの勧告事案で認定された違反事由の概要について説明しつつ、企業として今後留意すべきポイントを整理する。

(1)取引条件の明示義務違反(3 条 1 項)

令和 7 年 12 月 5 日の株式会社 ZWEI に対する勧告⁸では、特定受託事業者に対し業務委託をした際に、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項(以下「明示事項」という。)を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかった事実が違反事実として認定された。本件は、3 条 1 項違反のみによって勧告がなされた最初の案件である⁹。フリーランス法では、業務委託をした際には直ちに明示事項を明示すべきとされており、これを怠ることは勧告の対象となっている(8 条 1 項)。そのため、公取委は、制度として、明示義務違反のみで勧告を行うことができるようになっていたが¹⁰、実際にそのようにして勧告がなされたことに大きな意義がある。事業者としては、明示義務違反のみであっても、勧告の対象となる可能性を認識し、フリーランスに業務委託をする際には、直ちに明示事項を明示することが求められる。

⁷ 1 つの事件において複数の違反類型について勧告又は指導を行っている場合がある。

⁸ 公取委「(令和 7 年 12 月 5 日)株式会社 ZWEI に対する勧告について」(2025 年 12 月 5 日)
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251205_fl_ZWEI.html

⁹ 本件前の勧告事例(株式会社光文社に対する件、株式会社小学館に対する件、島村楽器株式会社に対する件及び株式会社九州東通に対する件)においては、いずれも明示義務違反も違反事実として認定されていたが、同時に、期日における報酬支払義務違反(4 条 5 項)等も認定されていた。

¹⁰ なお、規制内容が似通っている取適法においては、明示義務違反は、それ自体としては勧告の対象となっていない(同法 10 条 1 項)。この差には注意が必要である。

(2)支払期日における報酬支払義務違反(4条5項)

4条5項違反としては、大きく、①報酬の支払期日を定めず給付を受領した日又は役務の提供を受けた日に報酬を支払わなかった事案と、②定めた支払期日までに報酬を支払わなかった事案がある。たとえば、令和7年12月5日のグロービジョン株式会社に対する勧告¹¹では、令和6年11月1日から令和7年1月31日までの間、①特定受託事業者54名に対し業務委託をした際に、報酬の支払期日を定めておらず、当該事業者に対し、当該事業者の給付を受領した日又は当該事業者から役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかったこと、及び、②特定受託事業者1名に対し業務委託をした際に、請求書の提出が遅れたことを理由として、あらかじめ定められた支払期日までに報酬を支払わなかったことが、違反事実として認定された。これは、正に上記の①と②に対応している。

また、令和8年2月27日の中部電力株式会社に対する勧告¹²では、令和6年11月1日から令和7年9月17日までの間、①特定受託事業者12名に対し業務委託をした際に、報酬の支払期日を定めておらず、当該事業者に対し、当該事業者から役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかったこと、及び、②特定受託事業者2名に対し業務委託をした際に、当該事業者から役務の提供を受けた日から起算して60日を超えて報酬の支払期日を定め、当該事業者から役務の提供を受けた日から起算して60日を経過する日までに報酬を支払わなかったことが、違反事実として認定されている。

これらの違反事実のうち、勧告との関係で特に注意すべきは、①の「報酬の支払期日を定めず給付を受領した日又は役務の提供を受けた日に報酬を支払わなかった」類型であると考えられる。4条5項違反が認定された勧告事案の多くにおいて、このタイプの違反が見られる。このタイプの違反が多い事情としては、支払期日は、これを定めなかった場合には、フリーランスから給付を受領した日が支払期日とみなされることから(4条2項)、給付を受領した日又は役務の提供を受けた日に報酬を支払わない場合には支払遅延となってしまう、という点にあると考えられる。実際、支払期日を定めていない発注事業者のうち、このルールを認識し、給付を受領した日又は役務の提供を受けた日に報酬を支払う必要があると認識しているものは、そう多くはないと考えられ、当該日に報酬を支払わずに、違反行為が成立してしまう可能性が高い。そのため、事業者としては、フリーランスに業務を委託する場合には、支払期日を定めておくことに留意が必要である。なお、この類型による違反行為の事実認定において、施行から当初3件(株式会社光文社に対する件¹³、株式会社小学館に対する件¹⁴及び島村楽器株式会社に対する件¹⁵)においては、「本件業務委託をした際に、直ちに、報酬の支払期日を当該事業者に明示しておらず、当該事業者に対し、当該事業者の給付を受領した日又は当該事業者から役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった。」としていたが、株式会社九州東通に対する件¹⁶以降は、「本件業務委託をした際に、報酬の支払期日を定めておらず、当該事業者に対し、当該事業者から役務の提供を受けた日までに報酬を支

11 公取委「(令和7年12月5日)グロービジョン株式会社に対する勧告について」(2025年12月5日)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251205_fl_glovision.html

12 公取委「(令和8年2月27日)中部電力株式会社に対する勧告について」(2026年2月27日)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/feb/260227_flchubu.html

13 公取委「(令和7年6月17日)株式会社光文社に対する勧告について」(2025年6月17日)

https://www.jftc.go.jp/houdou/250617_fl_kobunsha.html

14 公取委「(令和7年6月17日)株式会社小学館に対する勧告について」(2025年6月17日)

https://www.jftc.go.jp/houdou/250617_fl_syogakukan.html

15 公取委「(令和7年6月25日)島村楽器株式会社に対する勧告について」(2025年6月25日)

https://www.jftc.go.jp/houdou/250625_fl_shimamuragakki.html

16 公取委「(令和7年9月26日)株式会社九州東通に対する勧告について」(2025年9月26日)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/sep/250926_flkyusyu_kyusyutotsu.html

払わなかった。」などとしている(下線は筆者)。この支払期日に関する記述は、前者は明示もなく、定めてもいなかったということを含意しているのではないかと考えられ、結論的には同じ認定となっているものの、後者の方が法文に近い事実認定であるのではないかと考えられる。そのため、今後も、後者にある「報酬の支払期日を定めていないこと」が、本類型の違反認定のキーポイントになると想定される。

また、公取委の Q&A において、請求書の未提出は「受託者の責めに帰すべき事由」に該当しないとされているとおり、フリーランスからの請求書の提出有無にかかわらず支払期日までに報酬を支払う必要がある。請求書の提出や社内事務の遅れを理由とする支払遅延も 4 条 5 項違反となるため¹⁷、請求書の提出期限を契約上明確にして提出を促すとともに、仮に提出が遅れても迅速に処理して期日までに支払を完了できるよう、社内体制を整備しておくなどの対策が必要である。

(3)報酬の減額の禁止違反(5 条 1 項 2 号)

令和 8 年 3 月 31 日の株式会社京都放送に対する勧告¹⁸及び令和 7 年 6 月 17 日の株式会社エス・ピー・シーに対する勧告では、報酬を特定受託事業者の口座に振り込む際の手数料について、当該事業者の負担とすることを書面又は電磁的方法で合意することなく、報酬額から差し引いた行為が、5 条 1 項 2 号(報酬の減額の禁止)への違反事実として認定されている。また、令和 8 年 8 月 26 日の株式会社ジェイトップに対する件¹⁹では、報酬を特定受託事業者の口座に振り込む際の手数料について、当該事業者の負担とすることを書面又は電磁的方法で合意していたものの、それを上回る手数料を差し引いていた行為が、違反事実として認定された。

これらの点に関連して、従来は、金融機関への振込手数料については、フリーランスが負担することを事前に書面又は電磁的方法で合意している場合には、報酬の減額に該当しないこととされていた。しかし、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」に改正があり、令和 8 年 1 月 1 日以降に業務委託する取引からは、合意の有無にかかわらず、振込手数料を報酬額から差し引くこと自体が報酬の減額に該当するとされたため(第 2 部第 2 の 2(2)イ(イ)③)、今後はより一層の注意が必要である。

また、令和 8 年 5 月 29 日の株式会社 Timewitch に対する勧告²⁰では、特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、①特定受託事業者 148 名に対する報酬の額から、「コンプライアンス対応費用調整額」として計 4,463,380 円を、②特定受託事業者 29 名に対する報酬の額から、当該報酬の額に 11 分の 1 を乗じて得た計 1,055,754 円を、それぞれ報酬額から差し引いた行為が、5 条 1 項 2 号(報酬の減額の禁止)への違反事実として認定されている。これは、従来、取適法でよく見られた典型的な減額行為であるところ、発注事業者としては、自らの行為がフリーランス法に該当するかどうかを認識しておくことが重要であることを示唆しているといえよう。

¹⁷ 事実、令和 8 年 6 月 18 日の株式会社エス・ピー・シーに対する勧告では、特定受託事業者からの請求書の提出が遅れたこと又は自社の事務処理が遅れたことを理由として、当該事業者の給付を受領したにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日までに報酬を支払わなかったことが、違反事実として認定された。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260618_spc.html

¹⁸ 公取委「(令和 8 年 3 月 31 日)株式会社京都放送に対する勧告について」(2026 年 3 月 31 日)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/mar/260331_flkinki.html

¹⁹ 公取委「(令和 8 年 8 月 26 日)株式会社ジェイトップに対する勧告について」(2026 年 8 月 26 日)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/aug/260826_jtop.html

²⁰ 公取委「(令和 8 年 5 月 29 日)株式会社 Timewitch に対する勧告について」(2026 年 5 月 29 日)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/May/260529_timewitch.html

(4)不当な経済上の利益の提供要請の禁止違反(5条2項1号)

5条2項1号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)違反としては、令和7年6月25日の島村楽器株式会社に対する勧告²¹及び令和8年5月19日のシアー株式会社に対する勧告²²が挙げられる。いずれの事案でも、音楽教室を営む事業者が、特定受託事業者に対し、自己のために無償で体験レッスンを行わせることにより、当該事業者の利益を不当に害したとして、5条2項1号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)違反が認定されている。音楽教室を営む業界において、このような取扱いが慣習化していた可能性は否定できないが、長年の業界慣行であっても、フリーランス法上は違法と評価される可能性がある点に留意が必要である。そのため、フリーランスに業務を委託している事業者は、自社や業界における従来からの慣習がフリーランス法に違反している可能性がないか、改めて検討する必要があるといえる。

(5)買いたたきの禁止違反(5条1項4号)

令和8年6月22日の株式会社河合楽器製作所に対する勧告²³では、音楽教室において行う消費者向けレッスンの実施等を委託していたフリーランス28名に対し、体験レッスンの実施について、フリーランスと十分な協議を行うことなく、一方的に、通常レッスン(音楽教室の入会後に有料で個別に行うレッスン)の実施に対して支払われる対価に比べて、約33.9%から72.3%の率を引き下げた額に相当する報酬の額を定めたことが、5条1項4号(買いたたきの禁止)への違反事実として認定されている。

また、令和8年6月24日の株式会社ベイシア電器に対する勧告²⁴では、エアコン設置等の工事を委託していたフリーランス10名に対し、エアコン設置等の工事の実施に係るコスト上昇分の報酬の額への反映の必要性に関してフリーランスとの十分な協議を行うことなく、一方的に、従来どおりに報酬の額を定めたことが、5条1項4号(買いたたきの禁止)への違反事実として認定されている²⁵。

上記2件の勧告事案に共通しているのは、発注事業者側がフリーランスと「十分な協議を行うことなく、一方的に」報酬を定めている点である。特に後者の事案は、報酬額を引き下げたわけではなく、コスト上昇分を反映せずに「従来どおりに据え置いた」行為が買いたたきと認定された点で、実務上極めて重要である。すなわち、昨今の物価やエネルギー価格の高騰を背景に、発注事業者には、フリーランスの報酬に対しても適正な価格転嫁をするよう、真摯な協議が強く求められているといえる。したがって、事業者としては、新規の委託や契約更新の際に、フリーランス側から価格交渉の申出があった場合に対応するのはもちろんのこと、発注事業者側からも定期的にコスト上昇の有無や報酬額の見直しについて協議する機会を設け、その協議のプロセスを記録として残しておくなどの対応が推奨されるといえよう。

²¹ 前掲注15

²² 公取委「(令和8年5月19日)シアー株式会社に対する勧告について」(2026年5月19日)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/May/260519_sheer.html

²³ 公取委「(令和8年6月22日)株式会社河合楽器製作所に対する勧告について」(2026年6月22日)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260622_kawai.html

²⁴ 公取委「(令和8年6月24日)株式会社ベイシア電器に対する勧告について」(2026年6月24日)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260624_beisiadenki.html

²⁵ なお、ベイシア電器は、令和8年6月12日、特定受託事業者に対し、通常支払われる対価に比し著しく低い額ではない額まで報酬を引き上げて定め、当該引き上げ分相当額を支払った。

4. おわりに

これまでの公取委の運用状況や相次ぐ勧告事案からも明らかなとおり、公取委のフリーランス法に対する執行姿勢は極めて積極的であり、この傾向は今後も継続していくものと予想される。とりわけ、取引条件の明示義務、支払期日における報酬支払義務といった基本的な規律への違反行為については、発注事業者側の認識不足や社内体制の不備がそのまま違反につながるケースが多く、一層の注意が必要である。

また、公取委が令和 7 年 12 月 10 日に公表した「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律に基づく指導等について」²⁶別紙 2 では、単価改定の遡及適用やキャンセル時の取扱いなど、日常的な取引実務に潜む細かな論点についても問題意識が示されており、実務上注目に値する。フリーランスとの取引を行う事業者においては、単に契約書や発注書を見直すことにとどまらず、発注から支払、さらには価格改定に向けた協議といった各局面における実際の運用が、フリーランス法の趣旨に適合しているかを改めて確認することが求められる。

以上

²⁶ 公取委「(令和 7 年 12 月 10 日)特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律に基づく指導等について」(2025 年 12 月 10 日)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251210_fl_shido.html

Ⅱ. 取適法違反:手形の交付及び電子記録債権の使用による支払遅延に関する初の勧告事例

弁護士 石田 健 / 弁護士 西向 美由

1. はじめに

公正取引委員会(以下「公取委」という。)は、2026 年 9 月 29 日、エアブラスト装置の製造販売を行う株式会社不二製作所(以下「本件委託事業者」という。)に対し、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(以下「取適法」という。)の製造委託(取適法 2 条 1 項)及び特定運送委託(取適法 2 条 5 項)に係る取引について、製造委託等代金の支払遅延(取適法 5 条 1 項 2 号)に該当する行為があったとして、同法 10 条 1 項に基づく勧告を行った²⁷。

本件では、本件委託事業者が、中小受託事業者計 46 名に対し、①給付の受領日から起算して 60 日以内に代金を支払わなかったこと、②手形を交付し、支払期日までに金銭又はこれと同等の経済的効果が生じる支払手段による支払を行わなかったこと、③支払期日までに代金相当額の金銭と引き換えることが困難な電子記録債権を使用し、支払期日までに金銭又はこれと同等の経済的効果が生じる支払手段による支払を行わなかったことが、いずれも取適法が禁止する支払遅延に該当すると認定された。

本件は、2026 年 1 月の取適法施行により新たに支払遅延として禁止された手形の交付及び一定の電子記録債権の使用について、初めて勧告がなされた事例である。また、同法の施行により新たに導入された従業員基準が適用された初の勧告事例でもある。さらに、本件では、勧告に先立ち、支払遅延とされた代金の大部分が既に支払われ、違反状態が解消されていたにもかかわらず勧告がなされたことも注目される。本稿では、これらの点を中心に、本件勧告の概要と実務への影響について解説する。

2. 勧告の概要と分析

(1) 勧告の概要

本件委託事業者は、自社が販売し、又は製造を請け負うエアブラスト装置の部品の製造を中小受託事業者 44 名に委託するとともに、取引の相手方等に対するエアブラスト装置の運送の全部又は一部を中小受託事業者 2 名に委託していた。公取委は、本件委託事業者が、これらの中小受託事業者 46 名に対し、以下の 3 種類の支払遅延を行ったと認定した。

① 給付の受領日から起算して 60 日を超えた支払	中小受託事業者 1 名に対し、納品がなされた日の属する月の翌々月末日を支払期日と定め、給付の受領日から起算して 60 日を経過した日の前日までに、製造委託等代金計 30 万 9892 円を支払わなかった。
② 手形の交付	2026 年 2 月から同年 5 月までの間、中小受託事業者 5 名に対し、製造委託等代金計 386 万 9467 円の支払について手形を交付し、代金の支払期日までに金銭又はこれと同等の経済的効果が生じる支払手段による支払を行わなかった。
③ 支払期日までに製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えること	2026 年 2 月から同年 5 月までの間、中小受託事業者 40 名に対し、製造委託等代金計 7079 万 4639 円の支払について、電子記録債権の支払期

²⁷ 公取委「株式会社不二製作所に対する勧告について」(2026 年 9 月 29 日)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/sep/260929_fujiseisakujo.pdf

が困難な電子記録債権の使用	日が製造委託等代金の支払期日より後に到来する電子記録債権を使用し、代金の支払期日までに金銭又はこれと同等の経済的効果が生じる支払手段による支払を行わなかった。
---------------	---

本件委託事業者は、勧告に先立つ 2026 年 8 月までに、これらの支払遅延に係る代金の合計 7497 万 3998 円のうち 6493 万 2663 円を支払っていたものの、公取委は、残余の代金に加え、年 14.6%の割合による遅延利息及び中小受託事業者が代金の支払を受けるために負担した手数料がある場合にはその額を支払うことを勧告した。また、取締役会決議による違反行為の確認、発注担当者への研修等の再発防止措置、役員・従業員への周知、取引先への通知等も併せて勧告した。

(2)手形の交付及び電子記録債権の使用に関する初の勧告

取適法では、2026 年 1 月の施行に伴い、手形の交付及び一定の電子記録債権の使用を支払遅延に含める形で、支払遅延の禁止に関する規定が改正された(取適法 5 条 1 項 2 号)。改正前の下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)では、手形による支払自体は禁止されておらず、割引困難な手形の交付が別途禁止されていたが(下請法 4 条 2 項 2 号)、取適法では、手形の交付自体が支払遅延に該当することが明文化された。また、電子記録債権についても、支払期日までに代金相当額を現金化することが困難なものの使用が支払遅延に該当することが明文化された。本件は、このような改正後の規定に基づき、手形の交付及び一定の電子記録債権の使用に係る支払遅延について、初めて勧告が行われた事例である。

なお、本件の勧告では、手形の交付及び一定の電子記録債権の使用のいずれについても、これらの支払手段を使用し、「製造委託等代金の支払期日までに金銭又はこれと同等の経済的効果が生じる支払手段による支払を行わなかった」ことを違反事実として認定している。

(3)従業員基準が適用された初の勧告

下請法のもとでは、適用対象となる親事業者と下請事業者の範囲は、規模基準としては双方の資本金の額のみをもって規定されていた。これに対し、取適法では、規模基準として、資本金基準に加えて従業員基準が導入され、資本金基準が適用されない場合であっても、常時使用する従業員の数に応じて法の適用対象となり得ることとなった。本件は、このように新たに導入された従業員基準が適用された初の勧告事例でもある。

本件委託事業者は、委託当時、資本金の額が 1000 万円を超え 3 億円以下、常時使用する従業員の数が 300 人を超える事業者であった。これに基づき、本件で支払遅延の対象となった中小受託事業者 46 名のうち、26 名については資本金基準が適用されたが、残る 20 名については、常時使用する従業員の数が 300 人以下であることを理由として、従業員基準により取適法の適用対象となる中小受託事業者該当すると認定された。

(4)支払遅延の事後的是正との関係

本件では、支払遅延に係る代金の合計額が 7497 万 3998 円であったところ、勧告に先立ち、既に不利益額の大半(合計 6493 万 2663 円)が支払済みとなっていたにもかかわらず、勧告がなされた点も注目される。

下請法のもとでは、支払遅延について、親事業者が違反行為を「していると認めるとき」に勧告するものとする規定されていたことから(下請法 7 条 1 項)、勧告前に支払遅延に係る代金(遅延利息分を含む。)が支払われることにより違反状態が解消された場合、勧告の対象とすることができかねるかが明らかではなく、実際にも支払遅延に関する勧告は極めて少なかった。これに対し、取適法では、違反行為が既になくなっていない場合においても、再発防止の観点から必要性が認められる場合には、既往の違反行為について勧告を行うことができるよう、規定が整備された(取適法 10 条 2 項)。こ

れにより、支払遅延に係る代金が既に支払われ、違反状態が解消されている場合であっても、再発防止措置等を勧告することが可能であることが明確化された。

本件では、勧告時点で支払遅延に係る代金の一部がなお未払であったため、公取委は、現に行われている違反行為に対する勧告を定めた取適法 10 条 1 項に基づき勧告を行っている。したがって、本件自体は、既往の違反行為に対する勧告を定めた同条 2 項が直接適用された事例ではない。もっとも、本件において、手形の交付に係る支払遅延を含め、既に代金が全額支払われていた取引についても違反事実として認定され、勧告の対象とされている点は注目される。また、取適法 10 条 2 項の規定を踏まえれば、支払遅延に係る代金の全額が勧告前に支払われていた場合であっても、再発防止の必要性が認められれば勧告がなされ得るものと考えられる。

3. 実務への影響と今後の展望

本件勧告を踏まえると、事業者においては、製造委託等代金の支払期日を受領日から 60 日以内のできる限り短い期間内に設定し、その期日までに支払うだけでなく、支払方法についてもより一層の注意が必要になると考えられる。特に、銀行振込等による現金での支払以外の方法を利用している場合には、支払期日までに金銭又はこれと同等の経済的効果が生じる支払手段となっているかを確認し、必要に応じて支払条件を見直すことが求められる。

また、本件は、新たに導入された従業員基準が適用された初の勧告事例でもあり、今後、同基準に基づく勧告事例は増加していくことが想定される。従業員基準の導入により、従来は下請法の適用対象外であった取引も取適法の対象となり得ることから、事業者においては、資本金のみならず、従業員数も踏まえて、取適法の適用対象となる取引を改めて確認する必要がある。そして、新たに適用対象となった取引について従前の支払方法を継続している場合には、意図せず支払遅延に該当していないか、早急に支払条件の点検及び見直しを進める必要がある。

さらに、違反が判明した後の対応についても、従来とは異なる検討が必要となり得る。下請法のもとでは、支払遅延が判明した場合でも、勧告前に自主的に代金を支払い違反状態を解消していれば、勧告を受ける可能性は低いと考え、自主申告までは行わないというケースもあり得たものと思われる。しかし、取適法 10 条 2 項により、違反状態が解消された後も勧告がなされ得ることが明確化され、本件でも、既に代金が全額支払われた取引についても違反事実が認定されていることを踏まえれば、支払遅延の未然防止の重要性が増し、また、支払遅延が判明した場合には、速やかな代金の支払及び再発防止措置に加え、自主申告の要否についても慎重に検討する必要性が高まったと考えられる。

以上

Ⅲ. 関東地区所在のマンション管理組合が設計コンサル業者に委託して発注する大規模修繕工事に係る受注調整

弁護士 江崎 滋恒 / 弁護士 新藤 友理

1. 事案の概要等

(1) 事案の概要

公正取引委員会(以下「公取委」という。)は、2026年9月28日、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県及び群馬県に所在するマンション管理組合が、そのマンションの大規模修繕工事を実施するにあたり、必要な設計コンサル業務を設計コンサル業者に委託した上で施工業者に発注した事案において、設計コンサル業者及び施工業者が協議の上で受注予定者を決めており、独占禁止法 3 条後段が禁止する受注調整行為を行っていたとして、設計コンサル業者及び施工業者に対して、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った²⁸(以下「本件」という。)

本件における違反事業者数等は下記図表記載のとおりである。

【図表 違反事業者数、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者数並びに課徴金額】

	違反事業者数	排除措置命令の 対象事業者数	課徴金納付命令の 対象事業者数	課徴金額（総額）
特定リノシス大規模修繕工事 (注6)	37社	33社	33社	9億2157万円
特定翔設計大規模修繕工事 (注7)	20社	18社	17社	7億1631万円
合計	延べ57社 (実数42社)	延べ51社 (実数38社)	延べ50社 (実数37社)	16億3788万円

(注6) 管理組合がリノシスコーポレーションに設計コンサル業務を委託した上で発注する大規模修繕工事
(注7) 管理組合が翔設計に設計コンサル業務を委託した上で発注する大規模修繕工事

出典：公取委ウェブサイト報道発表資料

(2) 本件の設計コンサル業者の役割

設計コンサル業者とは、施工業者の選定についてマンション管理組合を補助するなど、マンションの大規模修繕工事を発注するために必要な設計コンサル業務をマンション管理組合に提供する事業者である。

本件において、設計コンサル業者は以下のような役割を果たした。

① 受注予定者の決定

大規模修繕工事ごとに、設計コンサル業者と受注協力関係を構築した施工業者(施工業者のうち一社)を受注予定者として決定。

28 公取委「(令和 8 年 9 月 28 日)関東地区所在のマンション管理組合が設計コンサル業者に委託して発注する大規模修繕工事の施工業者らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について」(2026 年 9 月 28 日)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/sep/260928_daiyon.manshon.html

② 受注予定者が受注できるようにする行為

- (i) 受注予定者と設計コンサル業者とで協議を行って、見積り合わせに参加するほかの施工業者がマンション管理組合に提示する見積価格を決定。
- (ii) 受注予定者以外の施工業者は、受注予定者となった施工業者が受注できるように、受注予定者等から連絡を受けた見積価格をマンション管理組合へ提示したり、見積り合わせに参加しなかったりするなどの協力を実施。
- (iii) 設計コンサル業者から、マンション管理組合の発注予定金額等の情報を受注予定者等に対して提供。
- (iv) 設計コンサル業者が、受注予定者の意向を踏まえた設計コンサル業務をマンション管理組合に提供。

(3)本件の特徴

受注調整は取引段階を同じくする競争事業者間(すなわち、ライバル会社同士)で行われることが典型的である一方で、本件では取引段階を異にする事業者も受注調整を行った違反行為者とされている点に特徴がある。すなわち、相互にライバル関係にある施工業者間だけでなく、施工業者と取引関係はあるもののライバル関係にない設計コンサル業者についても違反行為者とされた点で注目される。

(4)競争関係にない事業者が違反行為者とされた事例

これまでも、「競争者同士の共同行為が存在する事案において当該事案においては必ずしもそれらの競争者らと競争関係があるとは言えない可能性がある者を不当な取引制限の違反者とする事例」が存在する²⁹。主要な事例は以下のとおりである。

① ANA が発注する制服に係る受注調整(2018 年 7 月 12 日)³⁰

公取委は、ANA が発注する制服について、受注予定者を決定し、その受注予定者が受注できるように協力していた制服販売業者 5 社のほか、ANA から仕様書作成等の業務委託を受けていた業務受託業者であるオンワード商事についても、制服販売業者 5 社に対して ANA 向け制服の完成品見本等を事前に提供し、特に受注予定者には仕様書の基準に合致した品質の完成品見本等を事前に提供することで、受注予定者が受注できるようにしていたとして、違反事業者とした。

② 地方公共団体が発注する活性炭に係る入札談合(2019 年 11 月 22 日)³¹

公取委は、地方公共団体が発注する活性炭について、受注予定者を決定し、その受注予定者が受注できるよう

²⁹ 白石忠志『独占禁止法 第4版』(有斐閣、2023年)240頁

³⁰ 公取委「(平成30年7月12日)全日本空輸株式会社が発注する制服の販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」(2018年7月12日)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/jul/180712_01.html

³¹ 公取委「(令和元年11月22日)東日本地区又は近畿地区に所在する地方公共団体が発注する活性炭の販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」(2019年11月22日)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/nov/191122_1.html

に協力していた活性炭販売業者 15 社のほか、地方自治体と活性炭販売業者の情報交換や供給を媒介した本町化学工業についても、受注予定者が受注できるようにしていたとして、違反事業者とした。

③ 青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務に係る入札談合(2024 年 5 月 30 日)³²

公取委は、青森市が指名競争入札の方法で発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務について、受注予定者を決定し、その受注予定者が受注できるように協力していたとして、入札に参加しなかった 2 社を含む大手旅行業者 5 社を違反事業者とした(入札に参加しなかった 2 社は、入札参加資格を申請しておらず、形式的には入札参加事業者とは競争関係になかった。)。

④ 地方公共団体等が発注する跨線橋点検業務に係る入札談合(2025 年 12 月 19 日)³³

公取委は、地方公共団体等が発注する跨線橋の点検業務について、受注予定者を決定し、その受注予定者が受注できるように協力していた点検業務業者 5 社のほか、5 社のみが点検業務の実施可能業者となるように発注者に働きかけた上、5 社が受注を希望する跨線橋をとりまとめたリストを提供した JR 東海についても、受注予定者が受注できるようにしていたとして、違反事業者とした。

2. 公正取引委員会による事業者団体(3 団体)に対する申入れ

(1)申入れの内容

本件において、受注した施工業者は、設計コンサル業者に対して、原則として工事請負契約の契約価格の 5%を目安とする金銭(以下「手数料等」という。)を支払っていたとされる。この事実を受けて、公取委は、施工業者による設計コンサル業者に対する手数料等の支払は、設計コンサル業者がその施工業者に対して情報を提供するなどして受注に協力したことに対する報酬として機能する可能性があるとの見解を示した。その上で、公取委は、大規模修繕工事に係る事業者団体³⁴に対して、大規模修繕工事の受注に関する施工業者間の自由な競争を歪めることがないよう留意するよう申入れ³⁵を行った。

(2)施工業者間の自由な競争を歪めるおそれがある行為

公取委は、特に大規模修繕工事の受注に関する施工業者間の自由な競争を歪めるおそれがある行為として以下を挙げている。

- ① 特定の大規模修繕工事の発注前に、設計コンサル業者と施工業者の間において、当該大規模修繕工事を対象

32 公取委「(令和 6 年 5 月 30 日)青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加業者らに対する排除措置命令等について」(2024 年 5 月 30 日)

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/20240530dai2.html>

33 公取委「(令和 7 年 12 月 19 日)地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務における入札等の参加業者らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」(2025 年 12 月 19 日)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251219_chubu_shinsa_kosenkyo.html

34 一般社団法人全国マンション改修設計コンサルタント協会、一般社団法人マンション計画修繕施工協会及び一般社団法人日本塗装工業会

35 公取委「大規模修繕工事の施工業者から設計コンサル業者に対して支払う手数料等について」(2026 年 9 月 28 日)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/sep/260928_daiyon_manshon_09.pdf

として、当該施工業者が当該大規模修繕工事を受注した場合には、手数料等を支払う旨を取り決めること（設計コンサル業者が手数料等を支払った施工業者に対して、大規模修繕工事を受注する上で有利な情報を提供するなどの行為につながり、施工業者間の自由な競争を歪めるおそれ）。

- ② 手数料等の支払対象となる大規模修繕工事を特定せずに、施工業者が設計コンサル業者に手数料等を支払う旨を取り決めた場合であっても、
 - (i) 設計コンサル業者が施工業者に対して、特定の大規模修繕工事を受注する上で有利になるような情報を提供することや、当該情報提供を行うよう施工業者が設計コンサル業者に求めること。
 - (ii) 大規模修繕工事の発注先を選定するための見積り合わせに参加できる施工業者の条件について、取決めを行っている施工業者にとって有利なものとなるよう、設計コンサル業者がマンション管理組合へ働きかけを行うことや、そのような働きかけを行うよう施工業者が設計コンサル業者に求めることなど。

(3)特定の大規模修繕工事を受注する上で有利になる情報

公取委は、上記(2)②(i)で述べた「大規模修繕工事を受注する上で有利な情報」として問題となる情報の具体例を以下のように挙げている。これらの情報は、大規模修繕工事の発注先候補となる複数の施工業者を競争させて施工業者を選定しようとするマンション管理組合において候補施工業者への開示を望まない情報であり、これらの情報が当該候補施工業者に提供された場合には、施工業者間の自由な競争を歪めるおそれがあるとされている。

- ① マンション管理組合が設定した大規模修繕工事の発注予定金額
- ② マンション管理組合が設定した発注先を選定する際の具体的な基準
- ③ 見積り合わせに参加する施工業者名
- ④ 見積り合わせに参加するほかの施工業者の見積価格

3.国土交通省による対応

マンション管理組合による大規模修繕工事の適正な発注等を推進するため、マンション管理組合が留意すべき事項や、大規模修繕工事に係る適切な事業者の確保に向けた方策等について議論することを目的として、国土交通省は、「マンション大規模修繕工事の発注等の適正化に関する検討会」を設置した³⁶。

以上

36 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000198.html

IV. 2026 年 7 月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2026 年 7 月以降にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能なものも多くございますので、ご高覧いただけますと幸いです。

◆ Introduction to Japanese Business Law & Practice(第 7 版)

2026 年 9 月([増田 健一](#)、[近藤 純一](#)、[今津 幸子](#)、[中野 雄介](#)、[中川 裕茂](#)、[山神 理](#)、[中村 慎二](#)、[原 悦子](#)、[栗田口 太郎](#)、[赤川 圭](#)、[行村 洋一郎](#)、[井上 葵](#)、[佐々木 慶](#)、[飛岡 和明](#)、[臼杵 善治](#)、[大槻 健介](#)、[佐橋 雄介](#)、[山内 真之](#)、[田中 良](#)、[渡部 香菜子](#)、[池田 彩穂里](#)) アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業

◆ 知財法実務の交差点

2026 年 9 月(編著:[清水 亘](#)、著:[下尾 裕](#)、[石田 健](#)、[佐橋 雄介](#)、[渡部 香菜子](#)、[佐賀 洋之](#)、[木本 真理子](#)、[鈴木 潤](#)、[田中\(西内\) 愛](#)、[山田 智希](#)、[後藤 証哉](#)、[西村 順一郎](#)、[石川 雅人](#)、[赤木 優飛](#)、[鬼形 新](#)、[嘉納 健太](#)、[宮本 浩河](#)) 有斐閣

◆ 「変わること」「変わらないこと」からひもとく 取適法実務の最適解

2026 年 8 月(編著:[原 悦子](#)、著:[臼杵 善治](#)、[西向 美由](#)、[橋本 康](#)、[酒寄 里彩](#)、[浅沼 泰成](#)) 第一法規株式会社

◆ デジタルプラットフォームを巡る競争政策の最前線

2026 年 8 月(共著:[中林 憲一](#)) 有斐閣

◆ 事例で読み解く同意なき買収提案 ～監査役等の留意点とともに～第 12 回(最終回) その他の買収提案事例

2026 年 7 月([塚本 英巨](#)、[舩谷 寅彦](#)、[高田 歩](#)、[氏原 裕美](#)、[浦地 智暉](#)) 公益社団法人 日本監査役協会 月刊監査役

◆ Doing Business In... 2026

2026 年 7 月(共著:[原 悦子](#)、[上田 潤一](#)、[下尾 裕](#)、[後藤 未来](#)、[白根 信人](#)、[早瀬 孝広](#)) Chambers and Partners
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。

V. 事務所 News（受賞歴）

当事務所は、国際的に定評ある評価媒体による最新のランキングにおいて、前年度に引き続き、競争法を含め多数の分野にて最高位(Band 1／Tier 1)にランクインしました。代表的なランキングである Chambers Asia-Pacific の競争法分野の個人部門においても、当事務所の弁護士が 6 名ランクインしており、ランクインした弁護士の人数は、日本の法律事務所では最多となっております。

◆ asialaw 2026

[中野 雄介](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ Lexology Index: Japan 2026

[江崎 滋恒](#)、[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)、[鈴木 剛志](#)、[臼杵 善治](#)、[矢上 浄子](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ The A-List: Japan's Top 100 Lawyers 2026

[中野 雄介](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ The Best Lawyers in Japan™・Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™（2027 Edition）

[江崎 滋恒](#)、[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)、[鈴木 剛志](#)、[臼杵 善治](#)、[矢上 浄子](#)、[小島 諒万](#)、[西向 美由](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。

弁護士 臼杵 善治	yoshiharu.usuki[at]amt-law.com
弁護士 橋本 康	yasushi.hashimoto[at]amt-law.com
弁護士 横山 萌香	moeka.yokoyama[at]amt-law.com
弁護士 石田 健	takeshi.ishida[at]amt-law.com
弁護士 西向 美由	miyu.nishimukai[at]amt-law.com
弁護士 江崎 滋恒	shigeyoshi.ezaki[at]amt-law.com
弁護士 新藤 友理	yuri.shindo[at]amt-law.com

※メールを送信する際には、[at]を@に変更してお送りください。
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

本記事(または本記事の一部)は商事法務 CODE にも掲載しています。